

協力型ボランティア活動マニュアル

ボランティア活動とは個人の自発的活動です。

- ①依頼する人と依頼された人は対等の立場です。
- ②お金で雇われている関係ではありません。
- ③活動した人には活動の結果や成果に責任はありません。

協力型ボランティア活動を依頼する方（会員）のマニュアル

（１）ボランティア活動として会員が依頼します。（さらに個人協力型は会員間のみで可能です）

1) この活動はあくまで自発的に行ってもらうものです。依頼を受けるか受けないかは、全く本人の自由です。①使用従属関係はありません。また依頼する方に指示命令権はありません。アルバイト・パートなどとして雇用する場合は最低賃金の支払いや労働災害保険加入が必要です。

②基本的に毎回（毎日）、この「協力型ボランティア活動マニュアル」を確認してもらって、「協力型ボランティア活動約定書」にサインを貰ってから、ボランティア活動を始めてもらいます。

③ボランティア活動においては、ボランティア活動中の人はいつでも中止できます。

2) 報酬に関して

①依頼者から提供される当社発行の「お返し券」のみです。

②各ケースごとに異なる枚数の「お返し券」の用意が必要です。

③金銭的報酬は（交通費・昼食代等も含め）いかなる名目であっても、提供してはいけません。また生産物の提供もしてはいけません。

（２）あくまで対等の関係です。

1) 依頼内容は大枠を1度で説明して下さい。

2) 細かい指図はいけません（質問を受けることは構いません）（初めての方法を細かく教えることは可能です）

①順番に指示を出すやり方をしてはいけません。

②時間外の活動を要求してはいけません。

③追加または別の日または別の場所での活動を頼む時は新たな契約（約定）が必要です。（明日もお願い出来ますか？と問うことは可能ですが、明日もして下さい。明日はこれをして下さいと指示することは出来ません）

3) してもらった活動の結果や成果に関して、ボランティア活動をした方に責任はありません。

依頼者は結果や成果を問題にしては（文句を言っは）はいけません。

4) してもらった内容に不満があるとして報酬（「お返し券」）の枚数を減らしてはいけません。

5) 早退の場合は時間に相当する枚数を減らすことは可能ですが、それ以上の枚数を減らしてはいけません。

6) 材料費・燃料費などの実費は依頼者が払います。

7) ほかの契約の人と共に働く時は、ボランティア明示カードを用意し付けてもらって下さい。

(3) 「子育て会員」 応援品システムに関して

1) プロジェクト「会員」が営む農業・漁業・林業・製造業・建築業などの一次・二次産業的家業（専業・非専業）に関して①「20代会員」「30代会員」応援品を生産する時のみ、「お返し券」と交換で、「20代会員」「30代会員」にのみですが生産活動へのボランティア活動を、依頼できます。（いない時のみ他の会員に依頼出来ます）

2) この場合は、報酬として必要な「お返し券」を5千枚5千円で当社団から、必要回数取得できます。

①以下の要領で当社団にメールを送付して下さい：

i) info@medical-chain.or.jp ii) 会員番号と会員氏名 iii) ボランティア活動「お返し券」受領署名帳の該当部分（前回購入以後、使用累計が3千枚ないし4千枚に到達していることがわかる部分のスキャン画像または写真）添付。

ii) 当社団で審査後「代引き（代金引換）」にて「お返し券」「5千枚5千円」セットを郵送します（郵送料・手数料ご負担ください）

③生産した応援品を「個人商店」で販売すれば、「お返し券」は回収できます。

2) ボランティア活動による成果は、費用や相応の利益を一般取引で補填した後は、「個人商店」での「地元応援品プログラム」にご提供下さい。（生産したものの相応量を応援品として出荷して頂けてない場合は、次年度から当社団からの「お返し券」の取得は不可能となります）

1) 依頼者は、この協力型ボランティア活動マニュアルと別紙の協力型ボランティア活動約定書を相手に示して約定（約束）をして下さい。

2) この「協力型ボランティア活動マニュアル」と別紙の「協力型ボランティア活動約定書」は当社のホームページからコピーが可能です。

協力型ボランティア活動をする方のマニュアル

(1) ボランティア活動をします。

1) 活動はあくまで自発的に行うものです。

①雇用関係ではなく、労働者ではありませんので賃金などはありませんし、労働災害保険もありません。

②ボランティア活動の結果や成果に責任はありません。

2) 報酬に関して

①報酬は依頼者から提供される「お返し券」のみです。

②各ケースごとに異なる枚数の「お返し券」を貰えます。

③「お返し券」以外の報酬は全くありません（交通費・昼食代等も出ません）

④報酬として金銭、あるいは現物等の依頼・要求などは絶対にしてはいけません。

3) 活動中の怪我などに保証や保険はありません。労働災害保険もありません。ご自分で入るなど対応して下さい。ご自身の健康保険は使用できます。

(2) あくまで対等の関係です。

1) 誠実な対応をお願いします。

2) 「ボランティア活動を依頼する方のマニュアル」を参考にしてください。

3) 非誠実な対応が顕著な場合は、次年度からの会員更新が出来なくなります。

一般社団法人 医療介護チェーン本部

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-2-14 日本橋KNビル4階

HP : <https://www.medical-chain.or.jp/>

